

地域医療介護総合確保基金を活用した介護サービス相談員の研修支援の仕組みの概要

■法律「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」

■厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長通知（平成26年9月12日 最終改正令：和2年6月8日）

「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」

○「**地域医療介護総合確保基金管理運営要領**」

第3 基金事業の対象

(1) 基金事業の対象

基金事業は、**都道府県計画に定めるもの**のうち、次に掲げる事業を対象とする。

- ① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事項
- ② 居宅における医療の提供に関する事業
- ③ 介護施設等の整備に関する事業
- ④ 医療従事者の確保に関する事業

⑤ **介護従事者の確保に関する事業**

(24) 権利擁護人材育成事業

□ **介護サービス相談員育成に係る研修支援事業**

都道府県やボランティア養成に取り組む公益団体等が介護サービス相談員を育成するための研修を実施する経費に対して助成する。

第8 その他

- (1) **都道府県は、基金事業に係る助成金の交付申請及び交付決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。**
- (2) 都道府県は、管内市町村、関係団体等に基金事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、事業者との連携を十分にいき、事務処理に遺漏のないように取り扱われたい。

都道府県計画に「介護サービス相談員育成に係る研修支援事業」盛り込まれていること

●●都道府県 **地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱**（介護従事者確保分）

- 交付の対象 **→ 「介護サービス相談員育成に係る研修支援事業」が規定されていること**
- 交付額の算出方法
- 申請手続き……別記様式第●号による申請書を知事が別に定める期日までに提出するものとする。